

柔道整復師

整骨院・接骨院

にかかる療養費について

柔道整復師に健康保険でかけられる施術を受けた場合、柔道整復師と受療者が受領委任契約をすることにより、自己負担分を支払うだけで施術を受けることができます。この場合の組合負担分の療養費は、柔道整復師が受取ることとなります。整骨院・接骨院の領収書も、医療費控除の対象となります。

なお、療養費支給申請書については、受療者の方に負傷原因等の照会を行う場合がありますので、調査票の速やかな回答にご協力ください。

療養費の対象となるもの

業務外、通勤災害以外で発生した次のものが対象となります。

①捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）

なお、出血を伴う外傷は除かれます。

②骨折、脱臼の応急処置

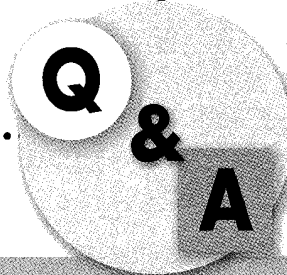
なお、応急手当後の冷罨法れいあんは医師の同意書が必要です。

療養費の対象とならないもの

①日常生活における疲労や肩こり、筋肉疲労

②内科的原因による、椎間板ヘルニア、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎

③スポーツによる肉体疲労や筋肉痛

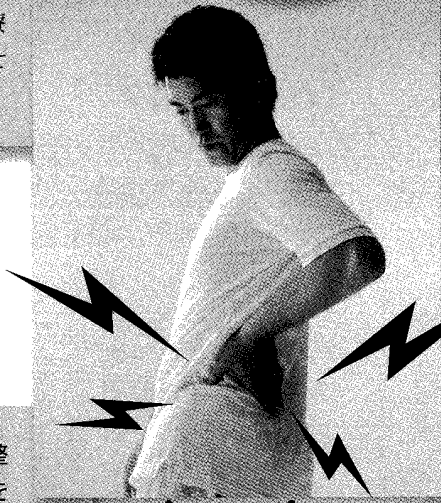


**Q** 草野球で脱臼をして近くの整骨院で応急手当を受けました。その後も療養費の対象になりますか？

**A** 応急手当のときは医師の同意は必要ありませんが、その後の施術は医師の同意がないと療養費の対象になりません。

**Q** 久しぶりの運動でひどい筋肉痛になりました。療養費の対象になりますか？

**A** 筋肉痛は外傷性ではないので療養費の対象になりません。また、家事やスポーツなどによる肩こりや筋肉疲労なども療養費の対象になりません。



**Q** 足首を捻挫し整形外科で経過をみています。早く治したいので、整骨院にもかかりたいのですが療養費の対象になりますか？

**A** 医療機関で医師の治療を受けている場合は、同時に整骨院での施術は療養費の対象になりません。

**Q** 椎間板ヘルニアが悪化し歩くのが困難な状態です。療養費の対象になりますか？

**A** 内科的原因によるものは療養費の対象になりません。また、脳卒中後の後遺症の痛みや原因不明の痛みなども療養費の対象になりません。